

# 幼児教育無償化の概要について

資料2

## 1 対象児童

- ① 3歳～5歳は全員無償化
- ② 0歳～2歳児については、住民税非課税世帯の児童を無償化

## 2 対象施設

☆は保育の必要性があり、保育所・認定こども園（保育所機能）に入所していない児童が対象。

対象施設	無償化の概要
①保育所・認定こども園【保育所機能】	保育料全額無償
②認定こども園・幼稚園（新制度移行）【幼稚園機能】	保育料全額無償
③幼稚園（新制度に移行していない園）	月額25,700円を上限に保育料無償
☆④認可外保育施設、ベビーシッター、事業所内保育施設等	3歳～5歳児：月額37,000円 0歳～2歳児：月額42,000円 を上限に無償（複数利用可） ※②もしくは③と④～⑧を併用する 場合は月額11,300円を上限に無償 ※⑥については満3歳児は翌年度から対象
☆⑤一時預かり事業（一般型）	
☆⑥幼稚園の預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）	
☆⑦病児・病後児保育施設	
☆⑧ファミリー・サポート・センター事業	

※④は国の指導監督基準を満たす施設が対象（5年間の経過措置あり）。

※その他、企業主導型保育施設（拠出金を財源とし児童育成協会等が実施）及び障害児通園施設が対象

※給食費・制服代等はこれまで同様、実費徴収となる（なお、給食費のうち、副食費（おかず）代については国で負担軽減を検討中）

## 3 実施時期

平成31年10月